

政策会議付議事案書 (令和4年8月9日)

提案課名 こども育成課 行政経営課

報告者名 長島 秀樹 五味田 直史

事案名	表丹沢野外活動センター指定管理者の指定等について		資料 有
目的・必要性	<p>表丹沢野外活動センターについて、「表丹沢魅力づくり構想」を踏まえた拠点施設としての活用と、多様な市内外のニーズへの対応や効率的・効果的な運営を図るため、指定管理者制度の導入に向けた準備を進めてきました。</p> <p>本年7月8日に応募のあった9者のプレゼンテーションを実施し、外部評価委員により指定管理候補者を選定いたしましたので、候補者を指定管理者として指定するとともに、事業提案内容に基づき、「表丹沢野外活動センター条例」の一部改正及び債務負担行為の設定をするものです。</p>		
経過・検討結果	<p>令和3年 1月 サウンディング型市場調査実施 (8者参加)</p> <p>〃 11月 サウンディング型市場調査 (追加) 実施</p> <p>〃 12月 令和3年第4回定例会において条例一部改正</p> <p>令和4年 3月 指定管理者公募開始・現地見学会及び説明会の開催</p> <p>〃 5月 指定管理者候補第1次審査委員会 (書類審査)</p> <p>〃 7月 指定管理者選定評価委員会 (プレゼンテーション)</p>		
決定等を要する事項	<p>1 表丹沢野外活動センター条例の一部を、次のとおり改正すること。</p> <p>(1) 施設の設置目的を「表丹沢魅力づくり構想」を踏まえた内容を追加すること。</p> <p>(2) 新たに使用料の対象とした施設の追加及び既存施設の名称を変更すること。</p> <p>(3) 使用料を還付できる規定を追加すること。</p> <p>(4) 料金設定の区分を部屋又は区画単位とすること。</p> <p>(5) 児童生徒を使用料徴収の対象とすること (風呂棟)。</p> <p>2 次の指定管理者候補を指定管理者として指定すること。</p> <p>(1) 指定管理者候補 MGMグループ</p> <p>(2) 代表となる団体 諸戸コーポレーション株式会社</p> <p>(3) 代表者名 代表取締役 中野 敦之</p>		

	<p>3 債務負担行為を次のとおり設定すること。</p> <p>(1) 債務負担行為限度額 199,950千円</p> <p>(2) 期間 令和5年度から9年度まで</p>
今後の取扱い	<p>令和4年 9月 令和4年第3回定例会に、条例一部改正、指定管理者の指定及び債務負担行為設定の各議案を提出</p> <p>〃 10月 指定管理者との協定締結</p> <p>令和5年 4月 指定管理者による管理・運営の開始</p>

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正することについて

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

#### 提案理由

利便性の高い魅力的な施設への転換に向け、設置目的に表丹沢魅力づくり構想を踏まえた内容を加えるとともに、設置する施設及びその使用料を変更するため、改正するものであります。

## 秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例

秦野市表丹沢野外活動センター条例（平成18年秦野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 市内外からの利用者が、「ふるさと秦野」の誇るべき多様な地域資源を有する表丹沢の魅力を感じてもらうことを目的とするとともに、青少年の健全育成及び里地里山保全活動に役立つ拠点施設として、野外活動センターを秦野市菩提2046番地の5に設置する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) テントサイト

第3条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同項第3号中「（昔の生活学習館）」を削り、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) バーベキュー場

第3条に次の1号を加える。

(8) 風呂棟

第5条第1項中「（昔の生活学習館）」を削る。

第9条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用者が、規則で定める期日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	単位	使用料	
		市内の者	市外の者
テ ン ト サ	1区画（定員5名） 1泊につき	円 4,500	円 9,000
	1区画（定員10名） 1泊につき	9,000	18,000

イト	日帰り	1区画（定員5名）につき	2,250	4,500
		1区画（定員10名）につき	4,500	9,000
バーベキュー場		1区画（定員5名）につき	2,000	4,000
研修棟	宿泊	1部屋（定員4名）1泊につき	7,800	10,400
		1部屋（定員6名）1泊につき	11,700	15,600
		1部屋（定員8名）1泊につき	15,600	20,800
	日帰り	1部屋（定員4名）につき	3,900	5,200
		1部屋（定員6名）につき	5,850	7,800
		1部屋（定員8名）につき	7,800	10,400
	展示室（時間利用）	1時間につき	300	600
いろいろ棟（専用使用する場合）	1時間につき	600	1,200	
活動室		1,700	3,400	
調理室		600	1,200	
広場（専用使用する場合）		400	800	
風呂棟	1名1回につき	300	600	

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本

市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。

- 2 研修棟に宿泊する者が調理室又は活動室を食事のために使用する場合は、調理室又は活動室の使用料は、無料とする。
- 3 研修棟に宿泊する者が風呂棟を使用する場合は、風呂棟の使用料は、無料とする。
- 4 小学校就学前の者が風呂棟を使用する場合は、無料とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市表丹沢野外活動センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条 市内外からの利用者が、「ふるさと秦野」の誇るべき多様な地域資源を有する表丹沢の魅力を感じてもらうことを目的とするとともに、青少年の健全育成及び里地里山保全活動に役立つ拠点施設として、野外活動センターを秦野市菩提2046番地の5に設置する。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 野外活動センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p><u>(1) テントサイト</u></p> <p><u>(2) バーベキュー場</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) いろり棟</u></p> <p><u>(5)－(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 風呂棟</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第5条 第3条各号に掲げる施設(いろり棟又は広場については、専用使用する場合に限る。)を使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条 青少年が、丹沢の自然を大切にし、自然や人とのふれあいを通して自立と連帯の心を育てることを目的とするとともに、「ふるさと秦野」を次代に継承するために、市民等が里地里山保全活動を行う拠点として利用する野外活動センターを秦野市菩提2046番地の5に設置する。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 野外活動センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p><u>(1) キャンプ場</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) いろり棟(昔の生活学習館)</u></p> <p><u>(4)－(6) (略)</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第5条 第3条各号に掲げる施設(いろり棟(昔の生活学習館)又は広場については、専用使用する場合に限る。)を使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 使用者が、規則で定める期日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。

(4) (略)

別表 (第7条関係)

区分	単位	使用料		
		市内の者	市外の者	
テントサイト	宿泊	1区画(定員5名)1泊につき	円 4,500	円 9,000
		1区画(定員10名)1泊につき	9,000	18,000
	日帰り	1区画(定員5名)につき	2,250	4,500
		1区画(定員10名)につき	4,500	9,000

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

別表 (第7条関係)

区分	単位	使用料	
		市内の者	市外の者
キャンプ場	宿泊する場合	円 400	円 800
	宿泊しない場合	1名1日につき 200	400



バーベキュー 一場	1区画（定員5名）につき	<u>2,000</u>	<u>4,000</u>	
研修棟	宿泊	1部屋（定員4名）1泊につき	<u>7,800</u> <u>10,400</u>	
		1部屋（定員6名）1泊につき	<u>11,700</u> <u>15,600</u>	
		1部屋（定員8名）1泊につき	<u>15,600</u> <u>20,800</u>	
	日帰り	1部屋（定員4名）につき	<u>3,900</u>	<u>5,200</u>
		1部屋（定員6名）につき	<u>5,850</u>	<u>7,800</u>
		1部屋（定員8名）につき	<u>7,800</u>	<u>10,400</u>
	展示室 （時間利用）	1時間につき	<u>300</u>	<u>600</u>

	宿泊する 場合	<u>1名1泊につき</u>	<u>1,800</u>	<u>2,400</u>
研修棟	宿泊しない 場合	<u>1室1時間につき</u>	<u>300</u>	<u>600</u>

いろいろ棟 (専用使用する場合)	1時間につき	600	1,200
活動室		1,700	3,400
調理室		600	1,200
広場 (専用使用する場合)		400	800
風呂棟	1名1回につき	300	600

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。

いろいろ棟(昔の生活学習館) (専用使用する場合)	1時間につき	600	1,200
活動室		1,700	3,400
調理室		600	1,200
広場 (専用使用する場合)		400	800

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。
- 2 小学校就学前の者の1名の使用料は、市内の者又は市外の者にかかわらず、無料とする。
- 3 小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者の1名の使用料は、市内の者については無料とし、市外の者については市内の者の欄に定める額とする。

2 研修棟に宿泊する者が調理室又は活動室を食事のために使用する場合の調理室又は活動室の使用料は、無料とする。

3 研修棟に宿泊する者が風呂棟を使用する場合の風呂棟の使用料は、無料とする。

4 小学校就学前の者が風呂棟を使用する場合の使用料は、無料とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市表丹沢野外活動センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

4 研修棟に宿泊する者がいろり棟(昔の生活学習館)を専用使用する場合のその専用に係る使用料は、無料とする。

5 研修棟又はキャンプ場に宿泊する者が広場を専用使用する場合のその専用に係る使用料は、無料とする。

6 研修棟に宿泊する者が調理室又は活動室を食事のために使用する場合の調理室又は活動室の使用料は、無料とする。

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正することについて

## 1 条例改正の概要

秦野市表丹沢野外活動センターについて、利便性の高い魅力的な施設への転換に向け、表丹沢魅力づくり構想を踏まえた設置目的に改めるとともに、料金体系等を見直すため、次のとおり改正を行うものです。

### (1) 施設設置目的（第2条関係）

施設の設置目的に「表丹沢魅力づくり構想」を踏まえた内容を追加することとする。

### (2) 施設の名称（第3条関係）

次のとおり新たに使用料の対象となる施設の追加及び既存施設の名称変更を行うこと。

ア 「キャンプ場」を「テントサイト」と「バーベキュー場」に細分化すること。

イ 「いろり棟（昔の生活学習館）」を「いろり棟」とすること。

ウ 「風呂棟」を追加すること。

### (3) 使用料の不還付（第9条関係）

使用者都合によるキャンセルでも使用料を還付できる規定を追加すること。

### (4) 使用料（別表（第7条関係））

ア 料金設定の区分を部屋又は区画単位とすること。

イ 新たに使用料の対象とした風呂棟の使用料については、次のとおりとすること。

(ア) 研修棟に宿泊する者が風呂棟を使用する場合の風呂棟の使用料は、無料とすること。

(イ) 児童及び生徒を使用料徴収の対象とし、小学校就学前の者が風呂棟を使用する場合の使用料は、無料とすること。

## 2 施行期日

令和4年11月1日から施行し、この条例による改正後の秦野市表丹沢野外活動センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例によるものです。

## 指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 1 施設の名称

秦野市表丹沢野外活動センター

## 2 指定管理者とする団体

## (1) 共同企業体名

MGMグループ

## (2) 代表となる団体

三重県桑名市太一丸18番地

諸戸コーポレーション株式会社

代表取締役 中野 敦之

## 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年 月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

## 提案理由

秦野市表丹沢野外活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

## MGMグループの概要について

## 1 構成員

- (1) 三重県桑名市太一丸18番地  
諸戸コーポレーション株式会社  
代表取締役 中野 敦之
- (2) 三重県桑名市太一丸18番地  
諸戸グループマネジメント株式会社  
代表取締役 中野 敦之

## 2 設立年月日

構成員	設立年月日
諸戸コーポレーション株式会社	令和4年4月1日
諸戸グループマネジメント株式会社	令和2年4月1日

## 3 事業概要

構成員	事業概要
諸戸コーポレーション株式会社 【管理、運営、自主事業業務の履行全般】	キャンプ場運営及び緑化事業
諸戸グループマネジメント株式会社 【管理、運営、自主事業の補助・援助】	諸戸グループ事業部門の統轄のほか、不動産事業等

## 第 ● 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
表丹沢野外活動センター指定管理料	令和5年度 から 令和9年度	199,950千円

秦野市表丹沢野外活動センター指定管理 収支計画

1 収入（指定管理料を除いた収入金額）

（単位：千円・税込み）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
利用料金収入	15,665	15,978	16,298	16,623	16,956	81,520
指定管理業務に係る収入	870	870	870	870	870	4,350
自主事業収入	3,318	3,594	3,870	4,146	4,422	19,350
合計	19,853	20,442	21,038	21,639	22,248	105,220

2 支出

（単位：千円・税込み）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
施設維持管理費等	56,615	57,083	57,558	58,038	58,526	287,820
自主事業経費	3,228	3,349	3,470	3,591	3,712	17,350
合計	59,843	60,432	61,028	61,629	62,238	305,170

3 指定管理料（債務負担行為限度額）

（単位：千円・税込み）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
指定管理料 （2支出－1収入）	39,990	39,990	39,990	39,990	39,990	199,950